

## 実績報告時の注意点

補助対象として交付決定を受けた経費であっても、実績報告時に必要書類がそろわない場合、補助対象外となる場合がありますので、以下の注意点をよくご確認の上、事業を行っていただきますようお願いいたします。

- 事業に係る経費であっても、納品書や請求書、領収書など支払いが確認できる書類の提出がなければ、補助対象外となりますのでご注意ください。
- 旅費として従業員等に高速料金や宿泊料を支払っている場合でも、その利用を証明する領収書の提出がなければ、補助対象外となりますのでご注意ください。
- 事業に係る経費のうち、消費税及び地方消費税は補助対象外となりますのでご注意ください。
- 事業実施期間内に契約、納品、支払いまで完了している経費が対象となります。研修会等が事業実施期間内に完了している場合でも、支払いが期間外に行われている経費は補助対象外となりますのでご注意ください。
- 保険料など、契約期間が複数年にわたる経費に関しては、事業実施期間の経費のみが補助対象となりますのでご注意ください。

※ご不明な点は、お気軽にお問合せください

お問合せ先      〒960-8670 福島県杉妻町2-16  
福島県保健福祉部社会福祉課 福祉・介護人材担当 猪俣・菅野宛  
電子メール：tiikiiryokaigo@pref.fukushima.lg.jp  
電話：024-521-8620